第二十二条の三第二項中「前条第一項各号に掲げる」を「前条第一項に規定する」に改める。

第五十一条第二項中「十五年」を「二十年」に改める。

第五十二条第一項中「長期三年以上の」を削り、「その」を「処断すべき」に、「長期と短期を定めて」を「長期を定めるとともに、長期の二分の一（長期が十年を下回るときは、長期から五年を減じた期間。次項において同じ。）を下回らない範囲内において短期を定めて」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期は十五年、短期は十年を超えることはできない。

第五十二条第二項を次のように改める。

2　前項の短期については、同項の規定にかかわらず、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の二分の一を下回らず、かつ、長期の二分の一を下回らない範囲内において、これを定めることができる。この場合においては、刑法第十四条第二項の規定を準用する。

第五十八条第一項第二号中「三年」を「、その刑期の三分の一」に改め、同項第三号中「及び第二項」を「又は同条第一項及び第二項」に改める。

第五十九条第二項中「及び第二項の規定」を「若しくは同条第一項及び第二項の規定」に、「及び第二項の長期」を「の長期」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第六条の六第一項、第二十二条の二第一項及び第二十二条の三第二項の改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為（一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為のうちこの法律の施行後のものであるものに係る罪のみについてこの法律による改正後の少年法（以下「新法」という。）第五十一条第二項又は第五十二条第一項及び第二項の規定を適用することとした場合に言い渡すことができる刑が、これらの行為に係る罪の全てについてこの法律による改正前の少年法第五十一条第二項又は第五十二条第一項及び第二項の規定を適用することとした場合に言い渡すことができる刑より重い刑となるときは、刑の適用についてはその重い刑をもって言い渡すことができる刑とし、仮釈放をすることができるまでの期間については新法第五十八条第一項の規定を適用し、仮釈放期間の終了については新法第五十九条第二項の規定を適用する。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第三条　国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「すべて」を「全て」に、「十五年」を「二十年」に改める。

第二十二条中「すべて」を「全て」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　有期の共助刑については、その刑期の三分の一

第二十二条第三号及び第四号を削る。

第二十四条第二項ただし書を削る。

（国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行前に国際受刑者移送法第二条第十一号の受入移送犯罪（二以上あるときは、それらの全て）を犯した者に係る同条第二号の共助刑の期間、仮釈放をすることができるまでの期間及び仮釈放期間の終了については、前条の規定による改正後の同法第十七条第二項、第二十二条及び第二十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（更生保護法の一部改正）

第五条　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五号中「及び第二項」を「又は同条第一項及び第二項」に改める。

法務大臣　谷垣　禎一

内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十四号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　設立（第八条―第十三条）
第三章　管理
第一節　取締役等（第十四条・第十五条）
第二節　海外交通・都市開発事業委員会（第十六条―第二十一条）
第三節　定款の変更（第二十二条）
第四章　業務
第一節　業務の範囲（第二十三条）
第二節　支援基準（第二十四条）
第三節　業務の実施（第二十五条―第二十七条）
第五章　国の援助等（第二十八条・第二十九条）
第六章　財務及び会計（第三十条―第三十三条）
第七章　監督（第三十四条―第三十六条）
第八章　解散等（第三十七条・第三十八条）
第九章　雑則（第三十九条）
第十章　罰則（第四十条―第四十六条）
附則

第一章　総則

（機構の目的）

第一条　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条　この法律において「交通事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一　鉄道車両、自動車、船舶又は航空機を使用して旅客又は貨物を運送する事業及び当該事業を利用して貨物の運送を行う事業

二　鉄道施設、道路、港湾、空港その他の国土交通省令で定める交通に関する施設の運営又は維持管理を行う事業（前号に掲げるものを除く。）

2　この法律において「都市開発事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一　都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備又は維持管理を行う事業であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　道路、公園、下水道その他の国土交通省令で定める公共の用に供する施設の整備を伴うものであること。

ロ　当該事業が行われる区域の面積が国土交通省令で定める規模以上であること。